

7.13 廃棄物等

7.13.1 調査概要

廃棄物等の調査については、樹木を伐採する区域内（約9ha）において、100 m³あたりの樹木の容量を3地点算出し、その平均を求めた。その結果、100 m³あたり約6 m³の樹木が存在する。

7.13.2 予測及び評価

廃棄物等の予測手法の概要は、表7-13-1に示すとおりである。

表 7-13-1 廃棄物等の予測手法の概要

内 容		予測事項	予測地域	予測時期	予測方法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	建設廃棄物 残土	事業計画地 周辺地域	埋立期間中	建設廃棄物及び残土の発生量等を基に定量的予測
存在・供用	廃棄物の埋立て	沈砂池の堆積物等			沈砂池の堆積物の分析調査結果等を基に定性的予測

(1) 工事の実施

予測対象

工事期間中に伴う建設廃棄物及び残土を対象として、その影響の程度を予測した。

予測方法

当該処分場の工事の実施に伴い発生する建設廃棄物の伐採木及び残土が廃棄物等に与える影響について、発生量等を基に定量的に予測した。

予測結果

造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等については、建設廃棄物の伐採木及び伐採根が約6,000 m³及び残土が約300,000 m³発生するが、伐採木及び伐採根はリサイクルセンター等に搬入し、バイオマス燃料等としてすべて再利用し、残土は覆土としてすべて再利用すること他、特に、表層土は埋立済場所に保管して置き、山林に修復するとき有効利用することから、周辺環境に与える影響は小さいと予測される。

環境保全措置の検討

造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等については、予測結果のとおり、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断されるが、環境への影響を可能な限り低減させるため、環境保全措置について検討した結果、事業者が以下の環境保全措置を現在と同様に実施することとした。環境保全措置の効果は、廃棄物の発生量の抑制が期待されると考えられる。

また、環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある新たな環境影響は、表層土を保管している時に土の飛散に伴う粉じんが考えられるが、事業者は表層土の飛散を防止するため、適時、散水等を行い、粉じんによる影響を低減することとした。

【環境保全措置】

- ・事業者は、工事中に発生した伐採木及び伐採根、残土等はすべて再利用し、これらの廃棄物の発生を抑制する。特に、表層土は、山林に修復するとき有効利用する。

評価

造成等の施工による一時的な影響に伴う廃棄物等については、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断される。

また、事業者は環境保全措置を現在と同様に実施することから、環境への影響は可能な限り低減されると考えられる。

(2) 存在・供用

予測対象

廃棄物の埋立てに伴う沈砂池の堆積物及び浸透水処理施設の汚泥の発生を対象として、その影響の程度を予測した。

予測方法

当該処分場の埋立てに伴い発生する沈砂池の堆積物及び浸透水処理施設の汚泥が廃棄物等に与える影響について、分析調査結果等を基に定性的に予測した。

予測結果

沈砂池の堆積物の分析調査結果はP7-104に示すとおり、砒素の溶出量が0.017mg/L、含有量が370mg/kgと共に土壤汚染対策法の基準を超過した。沈砂池の堆積物から砒素が溶出及び流失することにより、周辺河川等に影響を及ぼす可能性があるため、定期的に堆積物を撤去し、基準値を上回った場合は、受入れ可能な処分場で処理することから、周辺環境に与える影響は小さいと予測される。

また、浸透水処理施設の汚泥は、定期的に処分可能な施設で処理する。

環境保全措置の検討

廃棄物の埋立てに伴う沈砂池の堆積物及び浸透水処理施設の汚泥について、堆積物及び汚泥を撤去し、受入れ可能な処分場及び施設で処理することから、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断されるが、環境への影響を可能な限り低減するため、環境保全措置について検討した結果、事業者が以下の環境保全措置を実施することとした。環境保全措置の効果は、周辺河川への砒素の溶出及び流失の抑制が期待されると考えられる。

また、環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある新たな環境影響はないと考えられる。

【環境保全措置】

- ・事業者は、沈砂池の堆積物及び浸透水処理施設の汚泥の堆積状況を観察するとともに、沈砂池の堆積物は、定期的に撤去し、基準値を上回った場合は、受入れ可能な処分場で処理し、浸透水処理施設の汚泥は、定期的に処分可能な施設で処理する。

評価

廃棄物の埋立てに伴う沈砂池の堆積物及び浸透水処理施設の汚泥については、周辺環境に及ぼす影響は小さいと判断される。

また、事業者は環境保全措置を実施することから、環境への影響は可能な限り低減されると考えられる。